

道産魚醤油の統一ブランド名称「雪ひしお」
名称、ロゴ、及びキャラクター利用規程
及び

名称及びロゴ利用届出書

下記利用規程をお読みの上、利用届出書をFAXにてご提出ください。
事務局にて内容を確認後、データをメールにてお送りいたします。

道産魚醤油の統一ブランド名称「雪ひしお」名称、ロゴ、及びキャラクター利用規程

第1条 適用の範囲

この基準は、北海道産魚醤油の統一ブランド名称である「雪ひしお」、ロゴ、およびキャラクターを使用するにあたり、その申請要件および手続き等を定めるものである。

第2条 雪ひしおの定義

魚醤油とは魚介類に食塩を加えたもの又は食塩を加えたものにタンパク質分解酵素・こうじ・微生物（スターター）・小麦のうちいずれか若しくは複数を加えたものを発酵させて得られた清澄な液体調味料をいう。魚醤油のうち「雪ひしお」の名称を使用する場合は、本基準第3条および第4条に規定する全ての条件を満たさなければならない。

第3条 雪ひしおの主たる原材料

雪ひしおは仕込時の総重量に占める魚介類の使用割合が60%以上であり、かつ北海道内で生産されたものであること。なお、法令等で規制されているものは、それに従うものとする。

第4条 雪ひしおを添加した加工食品

加工食品は第3条の要件を満たした製造者で、かつ雪ひしおの名称使用を届け出済みの生産者が製造した魚醤油を使用していなければならない。

第5条 名称、ロゴ、およびキャラクターの用途及び使用法

「雪ひしお」の名称、ロゴ、あるいはキャラクターを使用する際には、下記の用途及び用法上の制限を厳守すること。なお、それに従わない場合は使用を認めない。

- (1) 公序良俗に反するものでないこと。
- (2) 特定の法人、もしくは個人の製品名として、あるいはそのように誤認されるような使用をしないこと。
- (3) 名称のみを使用する場合は、「雪ひしおは北海道産魚醤油の統一ブランド名です」もしくはそれに準ずる表現を付記すること。
- (4) 名称及びロゴの使用権を有償、無償を問わず、第三者に許可あるいは貸与してはならない。
- (5) 申請に基づいた名称やロゴ以外の用途での利用はしないこと。
- (6) 商標登録などの設定は行わないこと。

2 用途の変更がある場合は北海道魚醤油生産組合に届けなければならない。用途が前項の制限に反するものである場合は、その使用の中止を求めることができる。

第6条 表示

製品の容器又は包装の表示方法については、法令等の規定によるもののほか、次の定めによるものとする。

- (1) 表示は「雪ひしお」とし、名称にいかなる改変も加えないこと。
- (2) ロゴ、およびキャラクターは配布を受けた色見本（カラーおよび白黒）に従い、縦横比を遵守した拡大および縮小以外の一切の改変を加えないこと。

第7条 利用届出

北海道産魚醤油の統一ブランド名称ならびにそのロゴを利用しようとするものは、別に定める利用届出書により魚醤油生産者は直接、それ以外は購入した雪ひしおの生産者（雪ひしおの名称等の使用許可を得た生産者）を通じて北海道魚醤油生産組合に届出なければならない。

平成24年3月30日より施行

<北海道産魚醤油の統一ブランド名称「雪ひしお」名称及びロゴ利用届出書>

20 年 月 日届出

小樽市信香町2番2号
 田中酒造(株)亀甲蔵内
 北海道魚醤油生産組合事務局 御中
 FAX: 0134-21-2424

北海道魚醤油生産組合が管理する統一名称およびロゴ、キャラクターについて、以下の通り利用を届け出いたします。

申請 企業名	フリガナ	申請者 名	フリガナ
	印		印
申請者 連絡先	住所 〒		
	E-mail	TEL	FAX
利用対象	<input type="checkbox"/> 統一名称（「雪ひしお」）	<input type="checkbox"/> ロゴ	<input type="checkbox"/> キャラクター
利用期間	20 年 月 日 ~ 20 年 月 日		
利用形態			
備考			

北海道魚醤油生産組合 事務局使用欄

申請No.		備考	
担当者			